



一般社団法人 相続診断協会

## 一般社団法人相続診断協会

〒103-0013 東京都中央区日本橋人形町2丁目13番9号 FORECAST人形町7階  
TEL 03-6661-9593 FAX 03-6661-1196 http://souzokushindan.com/

## ●「笑顔相続への5STEP」など、さまざまなツールで活動をバックアップ



相続診断士という名称がわかりやすくなるようになる中高年の人を中心には、もう少し深く学びたいということがあります。相続診断協会が製作したDVDとテキストの内容をきちんと理解しておけば、合格することができます。相続診断協会が製作了び相続診断ができる「上級相続診断士」もできました。

## INFORMATION

## 落語で伝える「笑顔相続落語」を開催



一般の方へ相続対策の重要性を伝えることを目的に、相続診断協会と真打の落語家で創作落語を作りました。相続診断士が所属する企業が主催するセミナーなどを中心に全国各地で披露され、相続への理解を深める一助となっています。

## お問い合わせ

ご相談はこちらまで

**TEL 03-6661-9593**

営業時間 9:00~18:00 (土曜・日曜・祝日を除く)

[https://souzokushindan.com/sys/contact/](http://souzokushindan.com/sys/contact/)

になつたころには意義のある良い資格だね、といつていただけるようになりました」  
相続に関するトラブルは、制度を知らないことから起てる不幸が多いため、それを減らすことを目指して作られた資格が相続診断士です。

「相続に関係がない人はいないのに、学校教育の中で学ぶ機会はありません。将来的には、自身のために資格を取得する人が増えてほしいと思っています」といいます。相続診断協会が製作したDVDとテキストの内容をきちんと理解しておけば、合格することができます。相続診断協会が製作了び相続診断ができる「上級相続診断士」もできました。

「相続に関するトラブルは、制度を知らないことから起てる不幸が多いため、それを減らすことを目指して作られた資格が相続診断士です。

ドバイスをするために役立つツールを用意しています」

「相続についてアドバイスするためには、家族構成や家の歴史、財産の内容などを詳しくヒアリングする必要があります。そのためのチェックシートやヒアリングシートをはじめ、笑顔相続を実現するためにぜひ書いていたいたい笑顔相続ノートなど、相続診断士がクライアントにア

# 相続診断士のアドバイスで“笑顔相続”を実現

「税理士になって20年。税務をお手伝いする中で決意したのが、争族をなくして“笑顔相続”を増やしたいということでした。そんな自分に課したミッションを形にしたのが、相続診断協会です」と語るのは一般社団法人相続診断協会の代表理事、小川実さん。

相続を機に家族が壊れていくのを見るのはつらいと感じたことから、相続への関心を高めるためにセミナーを行ったり、著書を出版するなどしてきました。揉めない相続を実現するためには事前準備をきちんとして、家族へ想いを伝えておくことが欠かせません。しかし、それを土業だけで解決するのは難しいと気づいたことが、相続診断協会の設立につながりました。

「残された財産は先祖代々守ってきた土地や家屋をはじめ、被相続人が知恵と時間と情熱をかけて作った、いわば命の証です。その財産で揉めるということは、あってはいけないことです。そ

うならないためには、財産はどう築いたのか、誰に、どのように受け継いでほしいかをきちんと伝えなくてはいけません。そこで一般の方と接する機会が多い、生命保険や不動産といった業種の方たちと一緒に活動するのがいいのではないかと考えたのです」

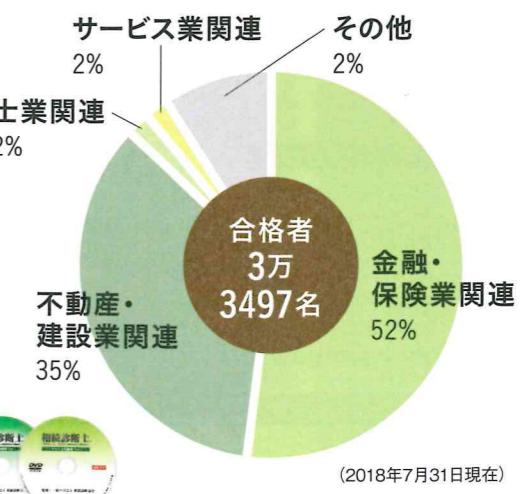
相続の「相」という言葉には、「すがた」という意味があります。相続というと財産の継承と考える人が多いようですが、小川さんは想いや役割といった「すがた」を世代間で伝達することが、本来の相続だと語ります。



代表理事・上級 相続診断士・税理士  
**小川 実さん**

1998年、税理士登録。2002年、税理士法人HOP設立。2011年12月、一般社団法人相続診断協会、代表理事に就任。中小企業支援と争族をなくして“笑顔相続”を増やすことを税理士としてのミッションに掲げている。

## ●「相続診断士」保有者の業種



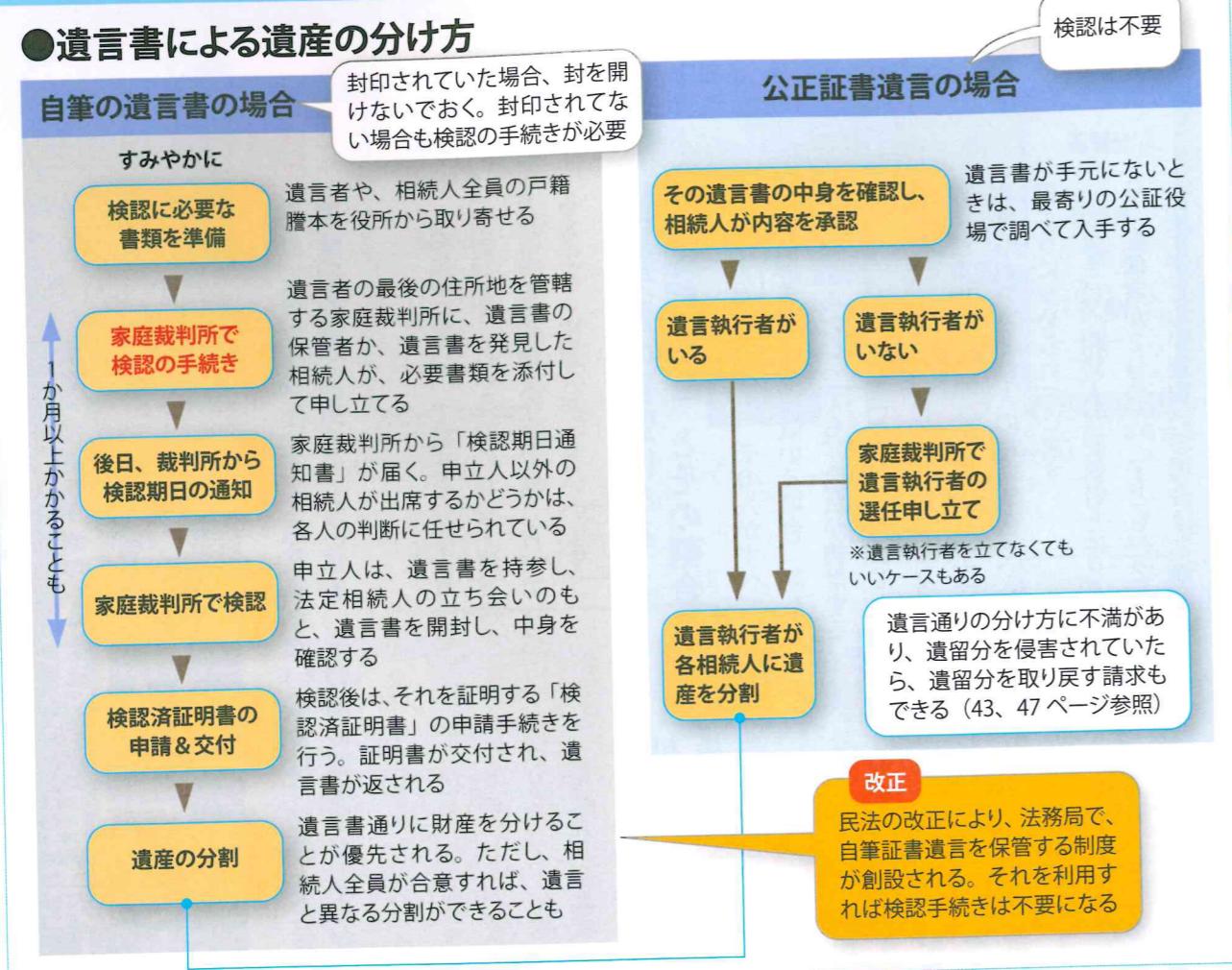
## ●「相続診断士」の資格概要

試験	マークシートによる60問の選択問題、またはCBT方式による選択問題。制限時間60分。100点満点とし、70点以上で合格
費用	3万7800円(税込) ※団体試験の場合は3万2400円／人(税込)
内容	基本テキスト(B5-180ページ)、解説DVD(6時間)、受験代金1回分
更新	2年ごとに1万6200円(税込)

相続について考え始めたら相続診断士に相談してみる、自分の知識として資格を取得する。両面で考えたい資格です。

# 遺産分割では、遺言書があれば その内容が何より優先される

相続人が確定し、全員で相続することに決まつたら、次は遺された財産を分割する作業に入る。まずは遺言書がある場合の分け方を確認しよう。



## One more Advice

法定相続分の遺産分割は  
理不尽相続!?



小川 実氏 一般社団法人相続診断協会  
代表理事／上級相続診断士・税理士

平成29年に亡くなった人は約134万人。一方、同年に作成された公正証書遺言書の数は約11万件。遺言書を作成される人は10%にも及びません。「自分の子どもに限つてもめるはずはない」「円満に遺産分割するだろう」と想像し、相続の準備をしていないことが多いようです。準備をしなければ相続人間の話し合いによる遺産分割協議となり、ほとんどの相続人は法定相続分を主張します。しかし、この法定相続分という制度、ちょっと理不尽だと思いませんか？ 同居して一生懸命に親の介護をし、家を継いだ長男と、都会に出て年1回も帰らない二男の相続分が同じというのは、私は理不尽だと思います。家や家業を継ぐ人には役割があり、その役割に応じた相続や遺産分割といふ考え方があつても当然です。役割に応じた争いのない遺産分割を実現するためには、遺言書を作成して想いを遺すことが必須です。

## ここでの Point !

- 遺言書の有無は早めに確認する
- 自筆の遺言書があれば、必ず家庭裁判所で検認を受ける
- 遺産分割は、遺言の内容を尊重し、それに従うのが基本

## Keyword Check

### 「遺言で指定された 「遺言執行者」

遺言書に書かれた内容を、確実に実現させる役割を任された人が遺言執行人。遺言执行者がいる限り、遺産分割はできるが、遺言に合わせて分割手続きを忠実かつ公平に行うためにも、遺言書には遺産の分け方とともに遺言执行者を指定することが望ましいのです。

## Part 2 相続の基本ルールと手続きの流れ

財産を相続することが決まつたら、それを相続人のあいだどのように分けるかが問題です。遺産の分け方には、遺言による分割と、話し合いによる遺産分割協議の2つの方法があります。

しかし、遺言書がある場合は、その内容が何より優先されるため、遺言書はないか、必ず先に確認してください。

### 自筆の遺言書があつたら 家庭裁判所で検認を受ける

正証書遺言、「秘密証書遺言」の3種類がありますが、一般的には自筆証書遺言か公正証書遺言のどちらかです（87ページ参照）。それ必要な手続きを知つておきましょう（左図参照）。

自筆の遺言書がある場合は、見つけたままの状態で、家庭裁判所で検認を受けることが必要です。封が閉じてあるときは、開封してはいけません。

検認とは、その遺言書が被相続人によつて作成されたものであることを確認し、その内容を認定するための手続き。偽造・変造などを防ぐため、証拠保全の意味で行うので、書かれた内容が適正かどうかを判断するものではありません。

遺言書の保管者か、発見した相続人が被相続人の住所地を管轄する家庭裁判所で検認の申し立てを行います（左図参照）。

40年ぶりの民法改正では、自筆証書遺

いざれの場合も、遺言执行者が指定されているれば、その遺言执行者が遺産を管理しつつ、分割のために必要な手続きを行います。通常なら、相続人全員の承諾や印鑑証明など、煩雑な手続きが必要なことも、遺言执行者なら一人で対応できます。場合もあり、遺産分割もスムーズに行しやすくなります。

また、遺言書の内容に納得できないときは、相続人全員で話し合い、遺産の分け方を変えることも可能です。遺留分が侵害されている場合は、家庭裁判所や侵害している相手方に「遺留分減殺請求」を行い、遺留分を請求することができます。

公正証書遺言の場合は、原本が公証役場に保管されているので、所在がわからなくて最も寄りの公証役場に問い合わせれば、調べて見つけてもらいます。家庭裁判所での検認も必要なく、相続人が内容を承認したら、すぐに遺産を分けることができます。

言を法務局で保管する制度が2020年に始まる予定です（9ページ、87ページ参照）。この管理制度を利用すれば、書き換えや紛失の心配がなくなり、検認の手続きも不要になります。

公正証書遺言は、公証役場に問い合わせれば存在がわかる